入札参加資格審査申請に関する押印廃止書類一覧(令和3年10月~) ※行政書士の押印は、行政書士法施行規則第9条第2項により省略できません。

【建設工事(単体業者、経常JV、協同組合)】

- ①押印を廃止する書類
- ·競争入札参加資格審查申請書(建設工事)
- 委任状(代理申請用)
- ・申請に係る誓約書
- 下請代金適正支払誓約書
- •委任状(受任者用)
- ・使用印鑑届…使用印と実印を押す欄の押印は必要です。
- •競争入札参加資格変更届 (建設工事)
- 競争入札参加資格承継申請書
- ・合併等に伴う競争入札参加資格審査特例措置申請書
- ・健康保険及び厚生年金保険の適用を受けないことの申出書
- ・雇用保険の適用を受けないことの申出書
- ・不当要求防止責任者講習に係る誓約書
- ②押印を廃止しない書類
- 地域貢献活動報告書

【調査・測量・設計・コンサルタント】

- ①押印を廃止する書類
- ・競争入札参加資格審査申請書(調査・測量・設計・コンサルタント業)
- · 委任状 (代理申請用)
- ・申請に係る誓約書
- ・委任状(受任者用)
- ・使用印鑑届…使用印と実印を押す欄の押印は必要です。
- 競争入札参加資格変更届(測量コンサル等)
- 競争入札参加資格承継申請書
- ②押印を廃止しない書類
- 実務経験証明書

【工事材料】

押印を廃止する書類

- ・競争入札参加資格審査申請書(工事材料)
- •委任状(代理申請用)
- ・申請に係る誓約書
- •委任状(受任者用)
- ・使用印鑑届…使用印と実印を押す欄の押印は必要です。
- •競争入札参加資格変更届(工事材料)
- 競争入札参加資格承継申請書